

## ウェビナー傍聴レポート

### 6 条の現状・グラスゴー以降の 6 つの取り組み：止まっているのか？進んでいるのか？

#### State of play of Art. 6 initiatives after Glasgow: Stop or Go?

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- タイトル: State of play of Art. 6 initiatives after Glasgow: Stop or Go?
- 日時: 2022 年 5 月 27 日 (木) 01:10-2:00 CEST
- 場所: オンライン (Zoom)
- 主催: KliK Foundation
- スピーカー: **Mischa Classen**, Director Carbon Procurement, KliK Foundation; **Arvid Rönnberg**, Program Manager of International Climate Cooperation@Swedish Energy Agency; **Daniel Benefor**, Director Carbon Consulting, Environmental Protection Agency; **Ursula Flossmann-Kraus**, Carbon Procurement Manager, KliK Foundation
- 参加者数: 43 名
- 概要: スウェーデンとスイスは、第 6 条に基づく協力のイニシアティブを先駆的に行っている国のひとつである。バイヤー国として、彼らは、ITMOs の環境十全性を確保し、持続可能な開発と人権を強化する実用的で信頼できる協力を依拠している。グラスゴーの COP26 は、ITMOs のための強固で整然とした枠組みを最終的に提供した。爆発的な活動が期待されたが、フロントランナーはむしろ沈黙を守り、グラスゴーの決定事項を一つ一つ解きほぐしていくことに忙殺された。このワークショップでは、スウェーデンとスイスの ITMO 調達プログラムが、現在どのような状況にあり、今後数年の間に市場から何が期待されているのかを明らかにする。また、ITMO 調達の強力な基盤となるガーナの国家的枠組みについても検討する。
  
- **[Mischa Classen, KliK Foundation]**
  - ✓ 発表に移る前に、発表者を紹介し、簡潔にパリ協定 6 条に係る行程を振り返った。
  - ✓ 第 6 条の要件は明確にされ、またロードマップも明確に提示され、次のフェーズに移行した。そして、今日のイベントでは、そのフロントランナーとして、スウェーデン、ガーナ、スイスに関して発表することになる。
  - ✓ スイスは、二国間枠組みを進めることができ、日本の JCM も同様に「承認 (authorization)」の決定を可能にする協議会が出てきた。新しい国々は、国の枠組みを持つようになったため、この導入により、各国の枠組みが明確になり、何が焦点になるのかが見えてくる。
  
- **International climate cooperation under the Paris Agreement [Arvid Rönnberg, International Climate Cooperation, Swedish Energy Agency]**
  - ✓ 冒頭、Swedish Energy Agency (SEA) の役割を説明。SEA は、スウェーデンの CDM ポートフォリオを管理し UNFCCC の交渉にも参加し、パリ協定 6 条のポートフォリオ (二国間、多国間双方)

を準備する役割を担っている。

- ✓ SEA の仕事は、二国間プロセス、クレジット調達、SDGs のベネフィットとセーフガードの 3 つに分けることができる。二国間プロセスについては、COP26 でガーナと署名し、ネパール、ドミニカとは署名に向けて協議を行っているが、間もなく署名する予定。現在、他のホスト国候補とも協議を重ねている（国名は言及せず）。
- ✓ これらの MOU は、実際の二国間貿易協定につながるもので、最初の MOU はガーナでまもなく締結される予定である。これは重要なマイルストーンであって、コンセプトの証明となるため、今後の対話を加速させ、簡素化することが期待される。
- ✓ 他の人たちが同じようにできるようにするため、SEA は主にレポートや知識プロダクトの作成、普及を通じて、他の組織ができるように能力サポートを行ってきた。また、企業パートナーとの協働も行っており、グローバル・グリーン・グロース研究所（GGGI）とは長年にわたって協力関係にあり、第 6 条への参加や活動設計のための国際協力の要件について一緒に検討してきた。
- ✓ SEA は特に、緩和活動設計文書（MADD）がどのような活動を記述しているのかを探ってきた。具体的には、開発者に過度な負担をかけないようにしながら、セキュリティと同時に明確さを提供し、報告・検証に出てくる部分を適切に見つけることができるように、実際にどんな行為が必要であるかを検討してきた。
- ✓ 市場がまだ新しいため、適切な活動も少なく、少なくとも初期段階では、ホスト国や製品開発者との程度協力して活動をデザインする必要がある。私たちは GGGI と協力して、例えばネパールや潜在的なホスト国との対話を促進し、活動も特定している。現在、他の潜在的なパートナーとの対話も行っており、さまざまな調達や調達の方法を模索しており、SEA はまだ模索中で、新しい手法や機会に対してオープンで、この市場で足場を固めるために、最適な方法を見つけようとしている。
- ✓ SDGs のベネフィットに焦点をあてていることが、第 6 条が重要なツールであると考える主な理由の 1 つ。しかし、実際にどのように実施すべきかは、まだ明確ではないため、SEA はセーフガードに大きな焦点を当てた方法論の開発に取り組んでいる。その一環で、ゴールドスタンダードとは、SDGs のベネフィットとセーフガードを特定し、報告するためのツールを共同で開発している。
- ✓ 今後の展開として、(1)二国間協議、(2)適切な活動の定義と調達、(3)試運転、(4)2025 年の NDC 更新、(5)取り組みのスケールアップが挙げられる。

#### ■ Experiences from Ghana [Daniel Benefor, Environmental Protection Agency]

- ✓ 参画状況：2016 年 9 月にパリ協定を締結。2021 年に更新された NDC を公開し、interim NDC 登録を維持している。ガーナは ITMOs を tCO<sub>2</sub> 単位で承認・移転する。NDC 目標は 2030 年に 6400 万 tCO<sub>2</sub>eq。
- ✓ 上記の参画状況を踏まえ、貿易国であるスウェーデン、シンガポール、スイスと協力的に関わることができる。最初にスイス政府と MOU を締結したことで、スウェーデンやシンガポールとどのように関わっていけるのか、いくつかの経験を積むことができた。
- ✓ スウェーデン、シンガポール、スイスと二国間の協力体制を築くことに加えて、この 3 カ国をまたいで成果物を調達し、開発する努力も行っている。また、これらのプロジェクトの開発手順や、政府の意思

決定プロセスを明確にすることができたことも有益である。この決定プロセスには、開発者が申請し、ホワイトリストに登録された成果物に対して ITMO を発行できるような参加プロセスをどのように開始するか、承認の手順、登録と検証、発行と検証、追跡をサポートする手順が含まれている。つまり、ガーナの 6 条枠組みは、パリ協定 6 条に示された原則を尊重した製品の実装を保証するための努力に大きく関わっている。

- ✓ 透明性のある相互認証プロセスを支援するため、調整と監視の責任を負う省庁間グループを設ける、代替構造を導入した。また、規則制定機能を持つ第 6 条委員会を設置する予定で、その他、倫理委員会、省庁間グループ、民間セクターを支援するオフィスとして、6 条オフィスを設置する。
- ✓ ITMOs のシリアルナンバーをレジストリに反映させることについて、私たちはパリ協定締約国会議（CMA）に要求されていることを可能な限り反映させ、ほぼすべての要素を網羅した。特に、ITMOs の民事上のナンバリングが要件を反映しており、また、さまざまなタイプの再生可能エネルギーが付属していることがわかった。これは、二重計上を避ける、あるいは防止するための非常に重要な方法であり、ステップを少なくするものである。
- ✓ 今後の展開として、閣議決定された枠組みを、大臣が内閣に提出し承認を受けることになっている。また、民間企業や政府職員、そして市場参入に関心を持つ他の主要なステークホルダーを対象とした、能力開発プログラムも用意されている。

■ **[Ursula Flossmann-Kraus, KliK Foundation]**

- ✓ スイスの CO2 法では、燃料会社が燃料を使用することによって排出する CO2 の一部を相殺することを義務づけている。そして、KliK 財団がこの法的義務を代行し、スイス国内だけでなく、海外の GHG 排出削減のためのプログラムに資金を提供している。
- ✓ スイスの NDC 目標に向け、KliK 財団は資金と緩和プログラムのパートナー国を特定し、開発する。しかし、これらの活動は、野心を高める方法について、パートナー国の努力を補完する必要がある。KliK 財団は、スイスとパートナー国の間で結ばれた第 6 条の二国間協定に基づいてのみ活動しており、これらの二国間協定は、最高の環境・社会基準の遵守を保証するものである。また、第 6 条の取引方法に関して両当事者が合意しなければならないため、合意内容は、我々の活動にとって極めて重要である。
- ✓ 二国間協定を通じて、私たちのアプローチは、NDC の野心を高めることである。なぜなら、KliK 財団が支援するプログラムは、一国の条件付き目標を超える必要があるためである。
- ✓ 私たちはパイロットや概念的な実証を行わず、潜在的な削減量の二重計上を防ぐために、相当調整を行わなければなりません。
- ✓ スイスはガーナ、セネガル、ペルー、グルジア、バヌアツ、ドミニカと二国間協定を締結しており、タイ、モロッコ、アイスランドとは、MOU を交わしている。
- ✓ 私たちのサイトでは、スイスの法律に基づく基準があります。これは、例えば、原子力技術や化石燃料について、第一級の活動を行う地域があるということです。また、重要なプロセスステップに必要なガイダンスを提供する他の規制（検証に係る範囲や検証するための資格に関するもの）もある。こういった規制は、すべて、国の枠組みから生まれる。

- ✓ 一方で、ホスト国には独自の環境法、人権や持続可能な開発に関する法律などがあるだけでなく、どのような種類のプログラムが対象となるのか、あるいは対象とならないのか、どのような基準で検証されるのか、誰が意思決定を行うのか、などである。
- ✓ この二国間協定の下に、もう一つのレイヤーとして商業レベルがあり、買い手である KliK 財団はプログラムオーナーと対話し、最初のフェーズではプログラムの開発に資金を提供し、その後プログラムの実装を通して対話する。私たちはプログラムオーナーとして、購入契約や購入契約書の作成を通して関わっている。
- ✓ KliK 財団の支援方法は、3つの柱で構成されている。1つ目は、プログラムを開発するための資金援助。2つ目は、長期間の支援として、2030年までの短期クレジット期間（lowest crediting period）の長期契約を提供していること。国とともに、そのニーズや優先順位に合ったプログラムを特定し、その国に変化をもたらす、低炭素化、低炭素経済への転換を図ることが可能。また、開発者がプログラムを立ち上げ、ニーズを把握し、マッチングを行い、支援することも可能。最後に、技術やスキルの移転に貢献し、我々のパートナーと一緒にパイロット管理プロセスを担っている。例えば、ガーナでは、最初の数回に検証の認可手順を踏んで、それを強化している。
- ✓ 私たちのポートフォリオには、太陽光発電、エネルギー効率化、e-モビリティ、有機廃棄物管理、リサイクルなど、幅広い分野を対象にしている。
- ✓ 私たちのプログラムはさまざまな開発段階を経ているが、通常、コンセプトノートから始める。これは、将来のプログラムと MRV ビジネスモデルを明確に定義する一連の文書で、この文書が完成すると、プログラムが完全に開発され、第三者による独立した検証を受け、その検証がホスト国とスイスの両方によって承認・認可されると、実施される。現在、採択前が 25 件、14 件が開発段階、検証の準備中が 4 件となっている。

## ■ コメント&質疑応答

**質問 1** パリ協定 6 条 2 項又は 6 条 4 項は、CDM やボランタリーマーケットと何が違うのか、なぜこれらが複雑で時間がかかると認識されているのか。（Mischa Classen）

**回答 1** CDM が始まった当初はスピードが上がらず、すべての構造や枠組みを確立するのに時間がかかり、実際にすべてを実行し、活動を見つけるのに時間がかかった。私は CDM の経験もあるが、これはかなり違う。つまり、その国の活動に対する要求が高い。ダニエルが言ったように、ホスト国に対する責任も CDM とは異なる。この場合、報告要件と、購入国、取得国の両方が関与することで、CDM にはなかった多くの責任を負うことになる。このため、システムを試すのに時間がかかるが、おそらくすぐにスピードアップできると思う。（Arvid Rönnerberg, Program Manager of International Climate Cooperation@ Swedish Energy Agency）

**回答 1** Arvid の回答に私も賛同する。Arvid の回答に加えて、私は CDM よりも国がより多くの責任を持つようになったということが、非常に斬新な点だと思う。さらに、パリ協定 6 条 2 項では、ホスト国と受入国の両方が追加的なコミットメントのレベルを持つということである。CDM ではコミットメントは一方的で、ホスト国が自国の目標を達成するために自国の努力でパリ協定 6 条 2 項に参加しないようにする責任があるが、これは現在非常に重要なポイントになっている。CDM の時代と違って、パリ協定 6 条 2 項なの

で、ホスト国の関与がより重要である。（Daniel Benefor, Director Carbon Consulting, Environmental Protection Agency）

**質問 2** 日本のJCMはスイスのアプローチと何が違うのか？（Rodrigo Chaparro）

**回答 2** スイスのやり方と比べて、日本のプロセスがどうなのか、自分ではよく分かっていない。スウェーデンはクライアント国であると同時に買い手国でもあるので、その点でちょっと異なる。スイスの場合は、政府と民間企業であるクリックの間に別の構造があり、政府側にすべてを流し込んでいる。そのため、スイスでは調達活動を行いながら、同時に二国間協定も検討し、それらすべてが統合されていることを確認しようとしている。これが大きな違いである。（Arvid Rönnerberg, Program Manager of International Climate Cooperation@Swedish Energy Agency）

**回答 2** スイスと日本の違いは、主に、日本では二国間の協定や関係ごとに合同委員会があるのに対し、スイスでは2つのプロセスを国内にとどめている点ではないか。（Ursula Flossmann-Kraus, KliK Foundation）

（質疑応答の一部は省略）

作成：小林邦彦